

登記相談の 予約制のご案内

静岡地方法務局では、登記の申請に関する相談をご希望の方に待ち時間なくご利用いただけるよう、**全庁において予約制を導入**しています。

相談を希望される方は、あらかじめご予約の上、お越しく下さい。

【 予約申込み連絡先 】

相談予約は以下の登記所に、電話又は窓口でお申し込みください。

本局不動産登記部門	054-254-3555	音声ガイダンス2番
本局法人登記部門		
沼津支局	055-923-1201	
富士支局	0545-53-1200	
下田支局	0558-22-0534	
浜松支局	053-454-1396	
掛川支局	0537-22-5538	
藤枝支局	054-641-1158	
袋井支局	0538-42-3545	
清水出張所	054-351-4481	
熱海出張所	0557-81-2586	
磐田出張所	0538-32-2618	

静岡地方法務局

登記相談の予約制を利用されるお客様へお願い

静岡地方法務局では、**登記相談の予約制**を導入しています。

登記申請に関する相談を希望されるお客様は、事前に電話又は窓口でお申し込みください。

なお、登記相談をご利用していただく場合、次のお願いをしております。

- 1 予約の際には、相談者の方の氏名、連絡先（日中に連絡のとれるもの）、相談内容をお知らせ願います。
- 2 相談内容に応じて、不動産登記については、登記事項証明書（又は要約書）、登記原因証明情報、委任状、資格証明書、登記済証（登記識別情報通知）、固定資産税納税通知書等を、商業・法人登記については、登記事項証明書（又は要約書）、定款（寄付行為等）、議事録等を持参願います。

詳しくは

法務局 申請書の様式

検索

<http://houmukyoku.moj.go.jp>

- 3 予約者来庁時は、法務局の窓口で登記相談で来庁した旨と予約番号を申し出願います。

- 4 相談時間は**おおむね20分以内**とさせていただきます。相談の結果、継続して相談する必要が生じた場合は、次回の予約をしていただくことになります。
- 5 予約を撤回、変更する場合は、必ず連絡願います。
- 6 登記相談は、登記申請に関する**一般的な相談**をお受けしています。
- 7 登記申請書や添付書類は、**お客様ご自身で作成していただくこととなります**。登記相談の担当者が、これらの書類を作成することはできません。
- 8 登記相談は、登記申請書の内容の審査を行うものではありません。**内容の審査**は、登記申請書が提出された後に**登記官が行います**。
- 9 登記相談は、登記の申請に関する**申請予定者本人**を対象としています。

(注) **司法書士**や**土地家屋調査士**などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合があります。

登記申請の方法について

登記申請の方法は、**1** 「ご自身で申請する方法」と

2 「資格者に依頼する方法」があります。

お客様**ご自身**が申請する場合、先にご案内のとおり、登記申請書や添付書類は、お客様**ご自身**で作成していただくこととなります。

登記の種類や内容によっては、**専門的知識や多くの時間と労力を要する場合もあることを十分にご理解いただき、ご検討いただきますようお願いいたします。**

1 ご自身で申請する方法

ホームページから必要書類のチェック

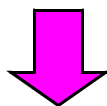
法務局ホームページに一般的な登記の申請書の書き方や必要書類の解説が掲載されていますので、ご利用ください。

詳しくは

法務局 申請書の様式

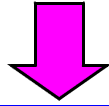
検索

<http://houmukyoku.moj.go.jp>



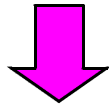
必要書類の用意・登記申請書の作成

ご自身で必要書類を用意し、登記申請書を作成していただく必要があります。



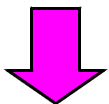
法務局の受付窓口に申請書提出

登記の完了予定まで日数がかかりますので、登記完了予定日を静岡地方法務局ホームページで確認してください（書留郵便で郵送することもできます。）。



補正（書類の不備を正すこと）

申請書の訂正や添付書類が不足している場合、法務局から連絡しますので、来庁して補正していただくことがあります（登記完了予定日は先になります。）。



登記完了

【不動産登記の場合】

登記完了予定日（申請された時刻以降を予定）が過ぎましたら、法務局の受付窓口に登記完了証等の書類を受け取りに来庁してください。

→「申請書に押した印鑑」、「本人確認のための身分証明書（運転免許証等）」を持参願います。

なお、書留用の返信用封筒（登記識別情報の場合は、

本人限定受取郵便) をご用意いただければ、郵送することもできます。

【会社・法人登記の場合】

添付書類の原本還付を希望された方は、登記完了予定日（申請された時刻以降を予定）が過ぎましたら、法務局の受付窓口に取り取りに来庁してください。

なお、返信用封筒（なるべくレターパックのご利用をお願いします。）をご用意いただければ、郵送することもできます。

2 資格者に依頼する方法

登記手続の専門家である**司法書士**や**土地家屋調査士**に依頼すれば、お客様が申請書を作成したり、法務局に来庁していただく必要はありません。

なお、登記手続費用（登録免許税）のほかに、資格者への報酬が必要になりますので、事前に費用の概算を確認されることをお勧めします。

【資格者団体の連絡先】

- 抵当権の抹消登記手続や相続登記手続、会社・法人の設立登記手続や役員変更登記手続などのご相談

どこに相談していいかわからない...
どうぞ「司法書士総合相談センターしずおか」へ

静岡県司法書士会では、司法書士総合相談センター（常設相談室）をもうけ、市民のみなさんの相談を無料でお受けしています。
過去に実施した内容は下記の「相談センターニュース」より、また実施記録は「これまでの実施状況」より確認できます。

▶ 最新の相談センターニュース

▶ これまでの記録を見る

📄 バックナンバーはこちら

	司法書士紹介 電話相談	 054-289-3704 【無料電話相談】 14:00～17:00（月～金）
	面談予約	 054-289-3700 【無料面談予約受付】 9:00～17:00（月～金）

静岡県司法書士会「司法書士総合相談センターしずおか」
〒422-8062 静岡県静岡市駿河区相川一丁目1番1号
司法書士紹介・電話相談/054-289-3704
面談予約/054-289-3700

TEL/054-289-3700 FAX/054-289-3702

完全予約制

▶ お近くの相談会場へ

○土地の分筆・合筆の登記，建物の新築・増築・滅失の登記
などのご相談

詳しくは

静岡県土地家屋調査士会

検索

<http://www.shizuoka-chosashi.or.jp/>

静岡県地方方法務局